

バリアフリー基本構想に係る
交通安全特定事業計画

- J R 吉浦駅周辺地区交通安全特定事業計画

令和 7 年 1 月
広島県公安委員会

J R 吉浦駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条の規定による基本方針及び第36条の規定に基づき、また、J R 吉浦駅周辺地区バリアフリー基本構想に即して、J R 吉浦駅周辺地区交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（別添 J R 吉浦駅周辺地区図参照）

- (1) 呉市吉浦中町1丁目3番2号西角先から呉市吉浦中町1丁目3番3号北角先までの道路の区間（市道吉浦中町1丁目1号線。以下「区間1」という。）
- (2) 呉市吉浦中町1丁目3番3号北角先から呉市吉浦東本町1丁目4番17号北東角先までの道路の区間（市道吉浦本町1丁目2号線。以下「区間2」という。）
- (3) 呉市吉浦東本町1丁目4番17号北東角先から呉市吉浦東本町1丁目4番1号南東角先までの道路の区間（市道吉浦東線。以下「区間3」という。）
- (4) 呉市吉浦東本町1丁目4番1号南東角先から呉市吉浦本町1丁目2番3号西角先までの道路の区間（国道31号。以下「区間4」という。）

2 前号の道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

- (1) 区間1、区間2、区間3及び区間4
 - ア 実施事業内容
違法駐車行為取締り及び防止のための広報啓発活動について関係機関等と協同して実施する。
 - イ 実施期間
随時
- (2) 区間4
 - ア 実施事業内容
歩行者用灯器のLED化
 - イ 実施期間
令和7年度末まで
迷惑駐輪、路上看板等防止に関する指導・啓発活動について関係機関等と協同して実施する。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

- (1) 高齢者、障害者及び地域住民等からの意見の聴取
上記事業の実施に当たっては、高齢者・障害者団体等の代表者、地域住民及びその他道路利用者等の意見聴取に努める。
- (2) 関係機関との連携の強化
呉市及び国土交通省と、随時事業の検討及び点検を行う。
- (3) 違法駐輪行為の防止のための事業における配慮事項
違法駐輪の取締り、広報・啓発活動等の違法駐輪行為の防止に資する事業を関係機関等と連携して、重点的かつ計画的に実施する。
- (4) 更なる事業の実施
前記2(2)の事業のみならず、他の信号交差点への交通弱者に配慮した横断秒数の見直しなどについて、必要性を考慮し実施を検討する。